

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、新聞配達員として就労していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日朝、新聞配達のため自転車を漕いでいる時、突然右太腿あたりを攣って（以下「本件負傷」という。）、自転車を降り降りしているうちに更に痛みが増したという。請求人は、同日、Cクリニックに受診し、「右大腿四頭筋挫傷、腰椎捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。  
なお、請求人は、平成〇年〇月〇日にD病院皮膚科を受診し、「薬疹、右下肢皮下血腫」と診断され、同年〇月〇日に同病院心臓血管外科を受診し、「右大腿部皮下出血」と診断され、同年〇月〇日には、同病院整形外科にて、「右大腿四頭筋挫傷、腰椎捻挫」と診断されている。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は本件負傷によるものであり、業務との間に相当因果関係があると主張しているので、以下検討する。

(2) 本件負傷についてみると、請求人は「平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、自転車に乗って新聞配達していたところ、突然、右足の太腿の内側が攣って、右足の太腿の内側にズキズキした痛みがあり、再び自転車に乗ると、さらに痛みが強くなった。自転車から降りる時や配達中等に転倒したり、右足をどこかにぶついたりはない。」旨主張し（以下「給付請求時主張の負傷状況」という。）、〇回にわたって請求人自身が作成し、会社に提出した災害発生状況等を説明した書面及び請求人が署名押印のうえ、監督署長に提出した本件休業補償給付支給請求書書面においても、同旨の主張内容を述べている。

ところが、請求人は、審査請求後の審査官による聴取の際には、要旨、「本件負傷は、E会社に新聞を配達後、同社駐車場の穴に、自転車の前輪を落とし、右側に倒れそうになったので、咄嗟に右足で体と自転車を支えようとして、自転車のハンドルに右足の膝と太腿を強くぶつけた。この時、腰も捻り、痛みが出た。自転車の前輪が穴に落ちた時、地面に倒れることは無かった。自転車の前の籠と後ろの荷台に縛ってあった新聞が散らばることなく、自転車にもパンク等の故障は無かった。」と述べ（以下「審査請求後主張の負傷状況」という。）、  
「給付請求時主張の負傷状況」とは、負傷した場所、負傷に至る経緯及び負傷の仕方等の異なる内容が、真正な事実に基づく負傷時の状況であったと主張を変更したことが認められる。

(3) 当初、請求人が事実であると主張する「審査請求後主張の負傷状況」を述べ

なかった理由について、請求人は、要旨、「①平成〇年〇月、新聞配達中に転倒して、左足の膝関節を骨折して、約〇か月間会社を休み、会社に迷惑を掛けたこと、②E会社の駐車場に穴があることを話したら、E会社に迷惑が掛かると考えたことから、本当のことが言えなかった。」と述べている。

この点、①について、請求人は当初から新聞配達という業務中に負傷したと主張している以上、「給付請求時主張の負傷状況」と「審査請求後主張の負傷状況」において、会社に与える影響に特段の違いは認められず、また、本件負傷後、請求人は会社に〇週間程度休む旨の電話連絡をして以降、会社へ連絡することも無く、〇週間経過しても連絡の無い請求人に対して会社側から連絡したところ、請求人は「労災にしてほしい。」と返答し、以降、会社側が請求人の自宅に赴き、負傷時の状況等を確認するべく書面の作成、提出の依頼を繰り返していた経緯があること、②については、審査官宛てにE会社の担当者から、「請求人の母親から、請求人がE会社の駐車場の穴に落ちて怪我をした、どうしてくれるのか。」との電話が入った旨報告があったこと等の事情を鑑みると、当審査会としても、請求人が真正な事実関係を述べなかった理由としている当該主張について、首肯することは困難であり、同主張には疑念が残るものと言わざるを得ない。

- (4) また、F医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書及び平成〇年〇月〇日付け意見書（以下、平成〇年〇月〇日付け意見書と平成〇年〇月〇日付け意見書を併せて「F医師意見書」という。）によれば、請求人は、本件負傷時の状況について、「新聞配達中に歩いていて、こむら返りした。」と申し立てていたことが確認でき、上記（2）にある自転車乗車中に負傷したという請求人の主張内容とは、食い違っている。

さらに、請求人提出のD病院の診療録を基に、請求人が自訴している右太腿に関する症状及び本件負傷時の発生状況等の経緯について確認したところ、要旨、「①平成〇年〇月〇日：『外傷等、特に思い当たることはない。』、②同月〇日：『ぶつけた記憶は無い。』、③同月〇日：『仕事帰りに自転車で移動していた時になった。自転車のペダルを漕いだ時に、筋肉をひねったのか。』、④同年〇月〇日：『〇月〇日に自転車に乗っていて右太腿をひねった。』、⑤同年〇月〇日：『〇月〇日に自転車に乗っていて右太腿をひねった。』、⑥〇月〇日：『〇月〇日、自転車で転倒』との記載があり、本件負傷の負傷日、負傷場所、負傷経緯

等に一貫性は認められない。

- (5) 当審査会としても、改めて一件記録を精査するも、本件負傷時の状況を現認した者は存在しないところ、上記(2)ないし(4)の事情を鑑みると、決定書理由に説示のとおり、請求人が縷々主張している様な災害に遭って、本件負傷に至ったことを認めるに足りる証拠は見当たらず、請求人の主張は不自然であって、これを採用することはできない。
- (6) なお、請求人は、請求人が本件傷病を発症したとする平成〇年〇月〇日の前日である同年〇月〇日にD病院皮膚科を受診し、右下肢皮下血腫を指摘されており、当該所見は本件負傷とは関係がないものと考えられる。本件負傷後は、平成〇年〇月〇日にCクリニック、同年〇月〇日にD病院心臓血管外科、また、同年〇月〇日には同病院整形外科を受診しているが、F医師意見書を始め、G医師作成の同年〇月〇日付け意見書、H医師作成の同月〇日付け意見書、I医師作成の同年〇月〇日付け意見書及びJ医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書と請求人の診察に当たった医師による各医学的見解をみても、本件傷病と「給付請求時主張の負傷状況」及び「審査請求後主張の負傷状況」の何れにおいても、相当因果関係を認めた意見は見当たらない。
- (7) 以上のとおり、当審査会において、改めて、請求人の主張及び請求人の訴える症状・経過、各種聴取書、医学的意見等一切の記録を精査するも、請求人の本件傷病を業務に起因するものと認めることはできない。

### 3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。